

請地だより

— 第46号 —

令和2年1月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階

TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

●ホームページURL

<http://takasaki-law.gr.jp/>

●メールアドレス

office@takasaki-law.gr.jp

寒中御見舞申し上げます

令和となり初めての新年を迎え、皆様におかれては如何お過ごしでしょうか？ 私共は、法律事務所の在り方について、思いを新たにしております。

「私共の使命は何か、そのためにどのようなことに留意し、精進・努力すべきか」このことについて、今更ながら、自問自答してみたいと思います。

まず、法律事務所（弁護士）の使命ですが、依頼者の正当な利益を擁

護・実現することに尽きます。しかし、価値観の多様化した現代社会において、何が「正当な利益」であるか、時に悩む場面に遭遇します。

このような弁護士の業務の性質上、重要なことは「自らの信念を陶冶し、その信念に照らし共感できる依頼者のニーズを実現すること」であると考えます。

ニーズの実現のためには、①法令や判例等に精通し、法的解決能力を高水準で維持すること、②企業活動



事務所旅行 金沢

弁護士 長井 友之
 弁護士 栗原 秀和
 弁護士 田島 慎太郎
 弁護士 佐藤 亮
 弁護士 飯野 豪
 弁護士 並木 駿介
 弁護士 佐伯 智子
 事務局 武井 智子
 広木 朋子
 堀内 敦子
 藤橋 こずえ
 吉田 眞樹子
 森 宏子
 堀 哲也

の前提となる社会的経済的な事象に精通すること、③個人の悩みの深層についての想像力を高めること、等が必要です。しかし、これらは技術的な問題にすぎず、真面目に努力すれば身に付けることは難しくありません。

やはり大切なのは、自らの信念（価値観）を確立・陶冶することです。

弁護士の業務は、法律等を武器とすることができるが故に、企業や個人の命運を左右してしまう危険性があります。私共は、必要とされる戦闘力を磨き続ける必要がありますが、単なる技術屋（傭兵）であってはなりません。

共感（少なくとも許容）できない依頼に対しては、毅然と断る勇気が肝要です。

【弁護士の矜持】について、改めて思いを巡らせてみました。

さて、昨秋より佐伯智子弁護士の復帰が叶い、当事務所の対応力と人間力が向上していることを申し添えます。また、三年間勤務してくれた羽鳥正靖弁護士が独立開業することとなり、今後の活躍を期待しております。

令和の時代を迎え、気持ちを新たに、信頼に値する法律事務所を目指しますので、相変わらぬご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

弁護士 長井 友之



債権法改正の施行と 経過措置について

弁護士 佐伯 智子

民法のうち債権関係分野について、令和二年四月一日から改正法が施行されることとなります。今回は、改正法の施行と経過措置についてご説明します。

一、施行について

「施行」とは、法律の効力が一般的、現実的に発動し、作用することになることを意味します。原則として、改正法は施行日前になされた法律行為や意思表示などには適用されませんが、今回の改正では例外が二つあります。

定型約款については、施行日前に締結された契約についても改正法が適用されますが、施行日前（令和二年三月三十一日）までに反対の意思表示をすれば、改正法は適用されません。

また前号の請地だよりでご紹介した個人保証における公証人による保証意思の確認手続については、施行日前から意思確認の公正証

書の作成が可能であり、この規定は令和二年三月一日から施行されます。

二、経過措置について

（一）基本的な考え方

民法が適用される法律関係には、一定期間継続するものがあり、その期間が施行日の前後にまたがっている場合に、その法律関係について新旧いずれの民法が適用されるのが問題となることがあります。そのことについてのルールを定めているのが経過措置であり、改正法附則第二条から第三七条までに規定が設けられています。

基本的な考え方は、当事者の予測を害さないため、法令の適用の結果について当事者の予測が形成される事象（意思表示、法律行為、契約等）が発生した時点に基づ準とし、それが施行日前に生じた場合には改正法は適用しないこととなります。

（二）法定利率について

ア 法定利率を例にとると、まず法定利率の改正内容については、改正前は年五％で固定されていたものが、改正法により年三％に引き下げた上で、三年ごとに市場金利等を考慮して見直しを行っていくという緩やかな変動制が導入されています。

令和二年三月一日に知人に返済期限を令和三年三月一日として、一〇〇万円を貸し付け、その際利率を定めることなく利息を付すことを合意した場合、利率がいくらになるかは、利息が生じた時点、つまり貸付日が施行日の前か否かが基準となります。事例の貸付は施行日前に行われているので、利息は年三％ではなく、年五％となります。

イ 遅延損害金

法定利率は、約定利率の定めがない金銭債務の遅延損害金の算定にも用いられます。この場合、改正法が適用されるか否かの基準は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時となります。例えば、令和二年二月一日に一〇〇万円を貸し付け、令和

二年三月一日に四〇万円、同年五月一日に六〇万円に分割して弁済するという合意をしていた場合（約定利率の定めはない）、一回目の弁済を怠ったとき、四〇万円に対する遅延損害金は五％の法定利率が適用されます。その後、四〇万円及び遅延損害金を支払って遅滞を解消した後、再び同年五月一日の六〇万円の弁済を怠った場合でも、六〇万円に対する遅延損害金は五％の割合で計算されます。

他方、一回目の弁済は遅滞の責任を負うことなく弁済したものの、二回目の弁済を怠った場合、施行日以後に初めて弁済を怠っているため、遅延損害金は三％で計算されることとなります。

また、一つの契約に基づいて発生する債権債務であっても、賃貸借契約における賃料債権のような債権はそれぞれが個別の債権債務と考えられています。したがって、施行日前に賃貸借契約を締結し、賃借人が施行日前に履行期が到来した賃料の支払いを怠った場合には、遅延損害金は五％の割合で計算され、その後施行日後に弁済期が到来する賃料の支払いを怠った場合は、当該賃料に対する遅延損害金は三％の割合で計算されます。

その他にも、施行日前から施行日後まで継続して土地を不法占有していた場合に発生する不法行為による賃料相当損害金に対する遅延損害金については、賃料相当損害金は不断に発生し直ちに遅滞に陥るので、施行日前の不法占有に対する賃料相当損害金に対する遅延損害金は五％の割合で計算され、施行日以後の不法占有に対する賃料相当損害金に対する遅延損害金は三％の割合で計算されます。

今回は法定利率を例に説明しましたが、経過措置については、継続的取引における基本契約と個別契約が施行日前後にまたがる場合の適用関係など、定説がなく見解が分かれるものもありましたので、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

採用力を高める には

社会保険労務士 竹沢 智弘

今は求人が非常に難しく、多くの経営者が頭を抱えています。こんな時代でも採用力を高めれば状況は打開できます。ここでは採用力を高めるためのポイントをお話しします。

まずは求人票に書かれている条件等の見直しです。

求人票で大事なものは「仕事の内容」と「給与」と「年間休日」の三つです。この見直しが重要です。最も多く読まれているのは「仕事の内容」です。「仕事の内容」を簡単に箇条書きにしていまいませんか？箇条書きだと応募者に良い印象を残せず、他社との違いが見えません。違いを生むためにも「仕事の内容」は応募者にイメージでき、そして上手に、心をこめて書くことを心掛けましょう。

「給与」はライバルの求人を徹底的に研究していますか？今はネットで色々な求人を検索できます。ライバルよりも明らかに給与が低ければそれだけで応募者は来ません。小売店を営んでいる知人が私に「正社員を募集しているけど全然来ない」と嘆いてました。私は「給与はいくらで出していますか？」と聞き「うちの初任給は一七万円からだから、

その金額で出している」と言われました。この一七万円という金額は群馬県の高校新卒者の初任給とほぼ変わりません。私は同地区で同業種の求人をその場でネットで検索して見せました。ほとんどが一九万円以上で、二〇万円を超えている求人も結構ありました。その知人は驚き、全く勝負になっていないことを痛感し、すぐに条件を見直しました。条件を比較するためのライバルの研究は絶対に必要です。

「年間休日」もライバルを研究する必要があります。ライバルよりも年間休日が多いか少ないか比較すべきです。あまりにもかけ離れていると応募者は来ません。最近の若者は「年間休日」を気にします。私はハローワークに出ている求人の年間休日を調べていますが、実に求人の七五%以上は一〇五日以上です。以前と違って今は一〇五日でも勝負にならないのです。

そして、最近は求人票と同じくらいに採用力を高める要素が「ホームページ（以下、HP）の出来」です。今やHPは会社の顔です。なかにはHPに求人用のサイトを作って、社長だけでなく、先輩社員の仕事ぶりやメッセージを動画などで載せている会社もあります。やはり、イメージが良いですし、このような会社には人が集まります。

このような工夫をすることで無名の中小企業でも採用力を高めることが出来るのです。

寄稿 婚姻費用・養育費の 簡易算定表の改定について

弁護士 渡邊 雅博

令和元年一二月二三日、東京及び大阪の家庭裁判所所属の裁判官を研究員とする養育費、婚姻費用の算定に関する司法研究の報告が公表されました。これに伴い、養育費及び婚姻費用の簡易算定表の改定がされ、実務や当事者の生活にも大きな影響が見込まれます。本原稿執筆時点では、公表された内容は明らかではありませんが、改定の背景や今後見込まれる実務の対応について検討をしてみたいと思います。

平成二八年十一月、日弁連は、旧算定表において、①基準となる基礎収入の控除額が大きすぎることに、②子どもの年齢が二区分しかされておらず、乳幼児と小中学生を同一に扱っていることなどに問題があるとし、養育費等の新たな算定表を提言していました。背景として、平成一五年作成の旧算定表と現在では、社会情勢が大きく変化していることが挙げられています。日弁連の提言した算定表は、実務

上の基準になったとまでは言い難いものでしたが、最高裁は、これらの社会情勢の変化に目を向け、算定表の改定を実施したこととなります。新たな算定表においては、養育費等が増額されるケースがあるだろうと見込まれています。

算定表が改定されることにより、(ア) 増額された養育費等の支払が困難となり、回収が困難となるのではないかとといった問題や(イ) 既に取り決められた養育費等の額に影響があるか、議論されています。(ア)につきましては、令和二年四月から施行される改正民事執行法を生かし、財産開示や第三者からの債務者財産の情報取得などによる実効性のある手続をあらかじめ見込んでおく必要があると思われるかもしれません。また、(イ)については、算定表改定は養育費等増額の根拠となる「事情の変更」には当たらないとする意見があるようですが、実際には、上記の背景事情などを考慮して積極的に増額請求するべきケースは少なくないでしょう。

今後の実務の積み重ねが、運用を左右することになると考えられますが、養育費等は当事者にとっては死活問題であり、悠長に待っては行かない場面は少なくありません。十分な準備をして、対応に臨めるようにしましょう。

寒中 お見舞い申し上げます

長井 友之

昨年、約四〇年ぶりに山を登りました。といっても、何れも榛名外輪山の「山歩き」ですが、天候にも恵まれ、爽快な汗をかけました。高校・大学時代のような厳しい山行や登攀は論外ですが、今後も身の丈にあった山歩きたいと思っています。

山歩きは地道な一歩一歩の積み重ねですが、何事にも結果を急いでしまう自分が没頭していることに驚きました。もしかしたら、本当の自分は努力家なのではないか、と錯覚を覚えた程です。弁護士業務において、何時しか忘れかけていた努力の積み重ね、その大切さにも気付かされました。

栗原 秀和

昨年は自然災害が猛威をふるった年でした。温暖化の影響もあり、今後も台風などによる大規模な災害が発生する可能性は高いと思います。群馬弁護士会は、現在「災害ADR」の立ち上げに向け準備をしています。「災害ADR」は、通常のADRより簡易迅速に被災者の紛争解決を支援する仕組みです。防災への備えに加えて、万が一被災され

た場合には、「災害ADR」を思い出して頂けたらと思います。

田島慎太郎

実は昨年からの仕事の進め方の改革を進めています。その成果もあって、読書や勉強など、「緊急ではないが重要なこと」に従前より多くの時間を費やすことができました。今年は、時間をうまく管理して自己研鑽の機会を多く作り、専門家としても経営者としてもこれまでの殻を破ることを目標にします。

佐藤 亮

初めて司法修習生の指導担当をさせていただきました。若手のようになりまして。若手のような気分でした。後進の指導をさせていただいた年代になったのだと気づかされ、感慨ひとしおです。他人様を「指導」するなどおこがましいですが、もてる力を振り絞り、一緒に勉強するつもりで、務めさせていただきます。と思っています。

飯野 豪

今冬、娘が初めてインフルエンザにかかり、面倒を

みていた私も久方ぶりにインフルエンザにかかってしまいました。思うように活動できなくなったことで、同僚や家族によるサポートがいかに大切なるものであるか改めて気付かされました。寒い日々が続きますので、皆様もご自愛ください。

並木 駿介

昨年の相続法改正に加え、本年四月には、いよいよ改正債権法の施行を迎えるというところで、本年は新法の適用が問題になるご相談を頂戴する機会も多くなるのではないかと考えられます。弁護士として、今まで以上に研鑽を重ね、皆様のお役に立てるよう精進して参りたいと存じますので、本年も、何とぞよろしくお願い申し上げます。

佐伯 智子

一年間の海外生活を終え、昨年九月から復職いたしました。皆様のお役に立てるよう一層精進してまいりますので、何卒よろしくお願ひいたします。アメリカでの生活は、色々な発見があり濃い一年間でした。特に現地の人の日々の暮らしを楽しむことへの情熱には感銘をうけ、私も一日一日を乐しむ気持ち忘れず大切にしようと思うようになりました。

退所及び事務所開業のご挨拶

弁護士 羽鳥正靖

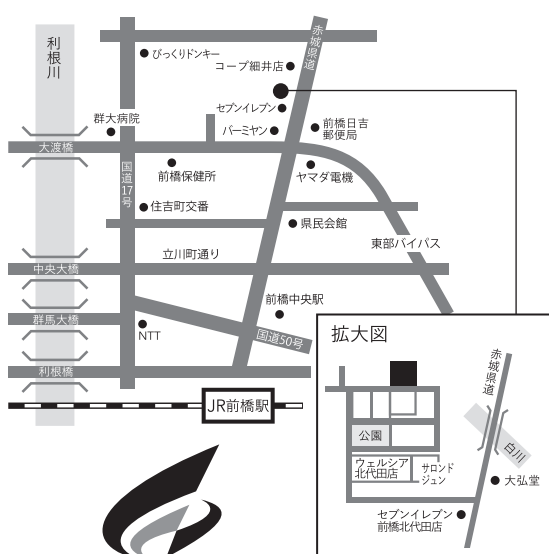
平成二八年一二月にたかさき法律事務所に入所後、アソシエイト弁護士として約三年間にわたり経験を積んで参りましたが、令和二年一月一日をもって独立開業する運びとなり、群馬県前橋市において「はばたき法律事務所」という法律事務所を開業いたしました。

たかさき法律事務所においては、パートナー弁護士である長井友之先生、栗原秀和先生、田島慎太郎先生をはじめ先輩弁護士からのご指導を受け、必要な技術や心構え等今後の弁護士としての活動の血肉となる多くのことを学びました。数多く

くの実用的な知見に溢れた現場に関わらせていただき心から感謝しております。

地方においては知的財産権に詳しい弁護士は少なく相談先が見つからないのが現状かと思われまふ。私は、地方においても知的財産権について気軽に相談できる「町医者」のような弁護士として、これまで培った技術や心構え等を活かし、父と共に知的財産権に関する強固なサポート体制を構築して地元の皆様のお役に立ちたいと考えております。

今後ともご指導、ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。



はばたき法律事務所

〒371-0055 群馬県前橋市北代田町174-43 2階

☎027-289-4172 (FAX) 027-289-4174

<https://habataki-law.net/>